

下水道事業統合に係る汚水排除量の認定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成21年4月1日に施行された下水道事業統合に伴い、水道水以外の水（以下「自家水等」という。）を長野市が設置する排水処理施設に排除する場合において、その汚水排除量を水道メーターによらずに認定（以下「汚水量認定」という。）することに関し必要な事項を定めるものとする。

(汚水量認定対象者)

第2条 汚水量認定の対象者は、下水道事業統合に際し、現に、長野市農業集落排水事業区域、長野市特定環境保全公共下水道事業の戸隠及び鬼無里区域、並びに長野市戸別浄化槽事業区域の排水処理施設へ自家水等を使用し汚水を排除している使用者のうち、従前の使用料賦課方法及び汚水量認定方法を勘案した結果、「長野市上下水道局排水設備工事施工基準」に定める汚水排除量認定用メーターによらずに汚水排除量を認定すると管理者が認めた者。

2 前項の規定により汚水量認定対象として管理者が認めた者が使用していた施設を継承し、使用する者。

(汚水量認定の算出方法)

第3条 一般家庭の汚水量認定は、別表に掲げるとおりとする。

2 一般家庭以外の汚水量認定は、個別の状況を勘案し決定する。

3 前項の規定にかかわらず、管理者が公益上その他特別の理由があると認めるときは、別に汚水量を認定することができる。

(汚水量認定事項の変更等)

第4条 汚水量認定の適用を受けた使用者は、居住者数に変更があったときは、直ちにその旨を汚水排除量認定居住者数等変更届（様式第1号）により、管理者に届け出なければならない。この場合、使用月の中途において当該届出があったときは、その届出日の属する使用月の次の使用月から汚水量を変更するものとする。

2 自家水等の使用を中止したときは、直ちにその旨を汚水排除量認定廃止届（様式第2号）により、管理者に届け出なければならない。

3 自家水のみを使用する者が、使用を休止及び再開するときは、遅滞なく第1項に定める届出をしなければならない。

(中途休止等の場合の汚水排除量)

第5条 使用月の中途において自家水等の使用を休止もしくは廃止し、又は開始した場合の汚水量は、次に定めるところによる。

(1) 使用期間が1ヶ月以下のときは、1使用月の認定水量とする。

(2) 使用期間が1ヶ月を超えるときは、2使用月の認定水量とする。

(汚水量認定適用の取り消し等)

第6条 管理者は、汚水量認定適用を受けた使用者が次の各号の一に該当するときは、既に行った汚水量認定による賦課及びその後の適用を取り消すことができる。

(1) 偽りの届出により汚水量認定の適用を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要領、条例等に違反し汚水排除量認定の適用を受けたとき、又は管理者の指示に従わなかったとき。

附 則
(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

水道水以外の水等の使用形態	1月当り使用水量算定式 (nは、使用者数)
自家水 (沢水・湧水・井戸水) のみ使用	基本水量 5 m^3 + 加算水量 $5 \text{ m}^3 \times n$
水道水と自家水とを併用して使用	基本水量 5 m^3 + 加算水量 $5 \text{ m}^3 \times n$ ただし、水道検針数値が認定水量を超えた場合は、水道検針数値の量